

会 議 錄

会議の名称	令和6年度 上尾市文化財保護審議会 第1回会議	
開催日時	令和6年8月7日(水) 14時10分~17時00分	
開催場所	上尾市役所 7階 教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	遠山 正博	
出席者(委員)氏名	犬飼 大、井上 肇、岸 清俊、小島 孝夫、杉山 正司、村田 章人	
欠席者(委員)氏名	後藤 知美	
事務局(庶務担当)	加藤教育総務部長、池田教育総務部次長、白石生涯学習課長、小宮山副主幹、長谷尾主任、加瀬主任、齋藤主任	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	議事	
	1 令和5年度主な文化財保護事業計画について	1 昨年度の事業報告を説明・質疑応答
	2 令和6年度の文化財保護事業の進捗状況について	2 本年度の事業計画を説明・質疑応答
	3 八枝神社文書について	3 八枝神社文書指定に向けての説明
4 その他	4 教育委員会点検委員の指名 次回の予定について報告	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会議資料	別紙のとおり	

議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。

R 6 年 11月 26 日

議長(委員長・会長)の署名

遠山正博

発言者	議題・発言内容・決定事項
生涯学習課長	<p>令和6年度 第1回上尾市文化財保護審議会</p> <p>1 開会 令和6年度 第1回上尾市文化財保護審議会を開会いたします。 まず、資料3ページにある名簿の順番に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>2 委員及び職員紹介 <委員・職員自己紹介></p>
生涯学習課長	<p>3 委員長及び職務代理者の選出について（互選） 続きまして、議事の前に委員長及び職務代理者の選出を行います。 上尾市文化財保護条例第28条第1項の規定により、委員の皆様からの互選をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
井上委員	<p>前回に引き続き委員長は遠山委員にお願いしたいと思います。</p>
生涯学習課長	<p>ありがとうございます。それでは引き続き遠山委員さんに委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
生涯学習課長	<p>ありがとうございます。それでは遠山委員さんを委員長ということでお願いしたいと思います。</p>
遠山委員長	<p>承知しました。</p>
生涯学習課長	<p>ありがとうございます。続きまして、委員長職務代理者につきましては、同条第3項の規定により、委員長から指名をいただきたいと思います。</p>
遠山委員長	<p>引き続き岸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p><異議なし></p>
生涯学習課長	<p>ありがとうございます。それでは岸委員さん、職務代理者をよろしくお願いいたします。</p>
岸委員	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
生涯学習課長	<p>よろしくお願ひいたします。それでは改めまして、遠山委員長さんと岸委員長職務代理者さんからごあいさつをお願いいたします。</p>

	<p>4 委員長及び職務代理者の就任あいさつ <順番にあいさつ></p>
生涯学習課長	<p>ありがとうございました。 教育長はこの後の公務のため退席させていただきます。 <教育長退席></p>
生涯学習課長	<p>それでは議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、上尾市文化財保護条例第29条第1項に「委員長が招集し、その議長となる」とありますので、遠山委員長さんお願ひいたします。</p>
遠山委員長	<p>5 議事 委員長として議事の進行を行います。事務局は傍聴人の有無を確認してください。</p>
事務局	<p>傍聴人はいません。</p>
遠山委員長	<p>ありがとうございます。 (1)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1) 令和5年度の主な文化財保護事業計画について ア. 文化財調査・保存事業 ①文化財保存等事業費補助金 ②無形民俗文化財継承活動助成交付金の交付 ③指定文化財標柱の修繕 ④指定文化財の保存、文化財収蔵庫の管理 ⑤無形民俗文化財の公開</p> <p>イ. 埋蔵文化財調査事業 ウ. 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業 エ. 文化財保護啓発事業 ①あげお歴史セミナー ②市制施行65周年記念 上尾市民俗芸能公演 ③文化財展 ④あげお市政出前講座等の実施</p> <p>オ. 歴史資料調査事業 ①歴史的価値のある公文書の収集 ②八枝神社文書の整理</p> <p><会議資料4～7ページ及び別紙1により説明></p>

遠山委員長	質問のある方はお願ひします。
井上委員	<p>ア. 文化財調査・保存事業</p> <p>ア②の補助金について、2件申請がなかったというが、何年もやっていないはず。悩ましいところ。この団体について実施しない理由などご存じですか。</p>
事務局	「川の大じめ」については、しめ縄の材料が手に入らないことやコロナ禍を経たことでしばらく動きが止まっているため気持ちがやろうという方向に行っていない。ただそのうちやるかもしれないと聞いています。
遠山委員長	この補助金を交付することで再開の足掛かりにもなり、動きやすそうではあります。行政としてコンタクトは取っていますか。
事務局	こちらも団体には声をかけてはいますが、活動実績がないことを理由に補助金を断られています。引き続き、お声掛けは行なっていきます。
遠山委員長	祭りが継続できるように保存会会長などとはよく相談など行ってください。他にはありますか。
小島委員	高齢者も含め、その人たちもずっとやってきたからいいけど、その次の世代の人たちが、いや面倒くさいよっていう話になっちゃうと、無形民俗文化財は活動を休止し、世代交代などで伝承内容が変わっていくことがあるため、現状の確認や状況の記録を行政にはお願ひしたいです。
遠山委員長	<p>イ. 埋蔵文化財調査事業</p> <p>試掘調査の重機はオペレーターも含めてですか。</p>
事務局	その通りです。
村田委員	遺物について、報告書刊行はいつになりますか。
事務局	今のところ未定ですが、令和8年度に予算要求できるように進めたいと考えております。
小島委員	<p>ウ. 「上尾の摘田・畠作用具」保存活用事業</p> <p>前年度に「上尾の摘田・畠作用具保存活用検討委員会」で委員として諮詢などをしました。すでに短期的目標については実施しているところではありますが、中期的目標については他の摘田・畠作用具保存活用検討委員にも伝えていく等、指導などが受けられるように情報共有してください。</p>

遠山委員長	国指定でありますので、しっかり進めてください。
井上委員	<p>700点以上ある文化財のうち250点も清掃が残っています。小さいのも1点ですからね。1人ではできない大きなものがいっぱいあります。</p> <p>短期的目標の作業について今まさに実施するべき大変な時期です。文化財は生き物である。審議会の前に作業が行われている大石南小学校の分室に行きましたが、1年前に行っていた清掃作業をいまだに行っており、部屋の様子も変化がないように見えました。ロードマップが示されてなく、短期のマイルストーンや中期のマイルストーンなども見えてこない。つまり令和5年度については進行がスムーズにいっていない部分も多いと思う。</p>
遠山委員長	<p>私も認識不足のところがありました。750点については写真を撮って、冊子を発行した段階で全部清掃が終わって展示ができる状態で保管していると認識をしています。250点も清掃が残っているのは異常事態。</p>
生涯学習課長	<p>作業については、1名の会計年度任用職員のみの対応になるため進行の速さについては難しいところもあります。継続して清掃作業を実施し管理していきます。</p>
井上委員	<p>管理していくとか、対応していますと言うが、言葉でいうだけでなく、エビデンスが必要ではないか。また、現状も確認したが、果たしてあの状態が保管と言えるのか。少なくとも、状態管理している状況とは言えない。物を詰め込んで、人が入っていく隙間がない。虫が出たって見えない。</p> <p>気温についても、午前中で気温33度、湿度62%でした。虫が入っているか、物が壊れているかどうかもわからない状況で置いてある。新しい施設を作る云々っていう話は別にしても、今の状況が管理して保管をしているっていう状況ではないことを各々認識持ってほしいです。</p> <p>平方の収蔵庫も含め、ものの状況が分かるような状況を作らないとならないのではないか。今の状況だと、足の踏み場もない部屋もあるし、汚れたものがそのまままでありました。害獣の侵入の可能性もある。</p>
小島委員	<p>担当課長や担当者がそろって今年度で異動したため、認識を継承させていくのも難しい。令和5年度のことと令和6年度のことと分けて考えたほうが分かりやすいのではないか。</p>
遠山委員長	<p>今回の審議会で、令和5年度でやるべきだったことを整理し、委員から意見を募ることで行政側への働きかけを行っている点を理解したうえで進めてほしいです。</p>

小島委員	カラウスの修繕を行ったが、その後確認は行っていますか。
事務局	一度業者が確認しています。
岸委員	エ. 文化財保護啓発事業 ①あげお歴史セミナー第3回目の講師は誰か。
事務局	市職員です。
杉山委員	オ. 歴史資料調査事業 山崎家文書保存修理事業についての記載がない。また、前回中性紙封筒について指摘したが、確認はされたか。
事務局	山崎家文書保存修理事業についての記載がない点は失念しておりました。本日、修復を行った山崎家文書4点については現物をお待ちしましたので、後ほどご覧ください。 中性紙封筒については、こちらの「上尾市史編さん課」と書かれているものは中性紙チェックペンで確認したところ、酸性の傾向を示しました。やはり、ご指摘の通り茶色封筒であったため、中性紙ではなかったと考えられます。3年ほど前に購入した「上尾市教育委員会」と書かれているものは中性のようです。 結果を受け、順次封筒の差し替えを行います。
井上委員	差し替えはいつ、どのぐらい行うのですか。
事務局	約16万点差し替えるものがあるため、順次になります。
井上委員	事業を実施するにしても、計画を例示せず順次実施と言われても進まないのが現状ではないのか。担当が変わったらまたわからなくなる。神楽の虫干しにしてもいつどこで誰が実施しているのか把握されていますか。一昨年は小島委員から言われてやりました。昨年は橋本さんがやつていただいているはずです。そういう記録も、やっていただいた人がやってくれるでしょと思っている。 記録をしていくことで、現状認識が図れるし、認識をちょっと変えてもらって、文化財というものはこういうもの、順次やっていかなきゃ駄目だよということを認識しておいてもらいたい。
	それから、部長もいらっしゃるのでこの件については持ち帰っていただき、前向きに検討というか、もう積極的にやってもらわないと、この文化的事業も駄目になってしまう。スタッフ増やしてもらって、るべきことを着実にやっていかないと。
遠山委員長	他に無いようでしたら、次の項目の説明をお願いします。

(2) 令和6年度の文化財保護事業の進捗状況について

ア. 文化財調査・保存事業

- ①文化財の指定・登録
- ②文化財保存等事業費補助金
- ③無形民俗文化財継承活動助成交付金の交付
- ④文化財状況調査
- ⑤無形民俗文化財の公開
- ⑥指定文化財の保存、文化財収蔵庫の管理
- ⑦文化財説明板・標柱の整備

イ. 埋蔵文化財調査事業

ウ. 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業

- ①国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」整理作業
- ②上尾市自然学習館「摘田と上尾の歴史・文化」コーナーを活用した啓発事業の実施
- ③保存・活用計画

エ. 文化財保護啓発事業

- ①歴史セミナーの開催
- ②文化財展
- ③あげお市政出前講座等の実施

オ. 歴史資料調査事業

- ①歴史的価値のある公文書の収集
 - ②八枝神社文書の整理
- <資料 8-11 ページにより説明>

ア. 文化財調査・保存事業

殿山古墳の伐採・剪定はいつも2月から3月に実施しているが、9月に行うのも一つの手ではないかと思います。

遠山委員長

殿山古墳の保存計画はあるか。

井上委員

ありません。

事務局

保存計画を作成していただきたい。殿山古墳は一部だけ残されている状況だが、草木なども十分に管理されているとは思えない状況です。周辺の土地も入り組んでいるし、草木が墓地のほうや榎本牧場のほうに越境することもあるとなおさら管理しにくい。これについても計画を作成し、見通しを立てることが必要ではないか。

犬飼委員	文化財の文書については封筒を替えるのにプラスして脱酸性化もできないか。また、現状マイクロフィルムはありますが、旧大谷農協文書や南村須田家文書など、史資料のデジタルアーカイブ化も可能ではないでしょうか。
遠山委員長	実施する場合アルカリ環境に一度置くことが必要です。デジタルアーカイブについても、検討の余地がありそうです。マイクロフィルムも20-30年で品質が変わってきます。
井上委員	事務局の課題は多くなる一方だが、人は少なくなっている。何が今課題なのかを整理していかないといけないと思います。課題の整理をちゃんとしていただいて、どれを優先するか、それには計画が必要だっていうことを、私は強く言わせていただきたいと思います。
イ. 埋蔵文化財調査事業	
ウ. 「上尾の摘田・畠作用具」保存活用事業	
小島委員	摘田・畠作用具の保存状態は、前々から防犯・防火の観点から非常によろしくない、他に例を見ない法違反状況であると申し上げています。これらを解消するには、1階の給食室の稼働を休止するか、ほかの場所への移転が必要だが、その到達目標はありますか。
生涯学習課長	給食室をやめる方向は現実的ではないため、移転を考えるのが適切だと思います。新たな施設を建てるのではなく、既存のものを活用することとなるので、「学校更新計画」などと照らし合わせ実行していきたいと考えております。
教育総務部長	移転について例えば、学校施設の空き教室などの活用を検討しております。ただ、場所によっては低地で浸水の恐れがあるなど場所の制約があるため移転するとなると当然改修も必要であるし、計画を立て検討していきたいと思います。
井上委員	極端に言うと、場合によっては2ヶ所に分けて、作業し1か所にこだわらなくてもいいのではないか。まず最優先で火が出るのは良くないので、それをどうしていくか、そのあとの動きはどうするかなど順々に検討し、体制を整え現在進行形で管理が必要です。部長さんが本当に認識していますよと言っていただき大変ありがたいですけど、いろんなことを考えてですね、極端のことと言うと、明日にでも手を打っていたかなかきやいけない。民具も木材の乾燥が進んでいますから、本当に火がつきやすい。どうしていくかは、ビジョンも分かるように書かなければならないし、それを書くことでまさに事業計画書となる。

	委員としても、同じ発言の繰り返しになってきており、進めてほしい部分もあるため要望や答申として挙げていくことも考えていきたいです。議事録に残しても、しっかりとこちらの意見として出していかないとまた繰り返しになってしまいます。
遠山委員長	国の指定というのは本当に重みがあるので、そういう点では、しっかりと指定されたものですから、それを後世に伝えるためにも、いかに保存するかっていうのをしっかりとして、行政としても計画を練って、しっかりと計画にのっとって保存していくという方向性を我々の方から発信していきたいです。
井上委員	自分の専門だけ意見を述べても話が進まなくなっているのかなと思っている。私も本当はここまで言いたくないしニコニコしていたいが、やはり国の指定を受けてしまったからには、我々もやる責任があると思うのです。部長さんが言ってくれたように、しっかりと防犯防災についてできるようなところに移転するという方向性・計画を練っているということですし、優先順位を決めて、国の指定を受けたからには、短期間で進めてもらいたいです。
小島委員	議事録について、作成後委員長には提示し署名をもらっているようであるが、それ以外の委員が議事録を見るときは、すでに署名をいただいた議事録であるため修正などができる状況です。署名の前に委員からの意見や修正案を参考にした議事録で委員長の署名をもらってほしいと思います。
遠山委員長	小島委員から意見がありましたが、一部について私は見ているのですが、結構修正していますよね。意見が出たとしても載っていないこともありますし、私だけでなく会議録について確認し修正を加えたうえで委員長確認をするような方向性のご意見が出ました。事務局よろしいでしょうか。
事務局	承知しました。
井上委員	委員長が署名した後の議事録はどこかで公開されていますか。
事務局	上尾市のホームページで公開しています。
エ. 文化財保護啓発事業	
井上委員	摘田関係の展示については市民とどういう関係しているか伝わるものを考え、展示してみるなどの工夫が必要と考えます。

	オ. 歴史資料調査事業
杉山委員	岡田家文書や吉沢家文書について目録があるのか、また今後の計画について確認したいです。
事務局	岡田家文書については内容を確認し、清掃作業を実施。目録は作成中。吉沢家文書について目録自体は作成済みです。 今後については、文化財指定など検討していくが、特段見通しは立っていないです。
杉山委員	やはり全体的に、あやふやな部分も多いし、文書に関してもどのように計画していくかというが必要ではないか。岡田家、吉沢家文書に関して文書としての価値も高い一方、他市に関する記載もあり、そのまま公開というわけにもいかないためです。
教育総務部長	どこの部署でも事業をする中で計画は作成するが、その中で優先順位をつけ何をいつまで、短期的に行うか長期的に行うか、ゴールまでの時間がこのぐらいかかるから何年計画で実行する、といったことを整理する必要があります。正直実行において厳しさはあるが、計画作成に向けて進めていきたいし、課題解決のために委員の皆様には相談や助言をいただき、ある程度の計画やスタンスを今年度定め、来年度以降にやることを整理し方向性を作りたいと思います。
	歴史的価値のある公文書の収集・整理について
井上委員	公文書管理条例ができたし、改めて何をしていくか、将来の市史づくりのための資料を確保するなど整理していくことが必要です。
岸委員	文書所管課（総務課）と協議とあるがどのように進めているのか。
事務局	令和6年3月末期限のものまでが生涯学習課が担当。整理作業を実施中。今年度新たに2名の会計年度任用職員を雇用しました。ファイル基準表をもとに整理しているが、ファイル基準表がない時代のものもあるため整理方法を考え実施いたします。公文書管理条例に矛盾のないように対応していきます。
遠山委員長	他に無いようでしたら、次の項目の説明をお願いします。
	(3) 八枝神社文書指定について <別紙③により説明>
岸委員	【補足】江戸時代には八枝神社ではなく、正覚寺というお寺がありました。そこにお獅子様がありました。明治時代になり、寺は廃され、寺の

	住職が神主となり、現在地にあった牛頭天王社の地に社（のちに八枝神社と称す）を建ててその側に住居を建てました。八枝神社はお獅子様と一緒にあり、参詣して拝むばかりでなく、直接信者の住む各地区に借り出されたり、あるいは異なる複数の町村を越えて巡回されたりという形態がとられました。八枝神社文書は八枝神社に関することが中心だが、その他にも橘神社、正覚寺（お獅子様に関する）の文書もあります。
遠山委員長	<p>70年前の記憶ですが、当番がリヤカーを引いて家を回っていた。地区で日付指定もされていたし、次の予約も入っていた記憶もあります。</p> <p>ちなみに、これは様々な要素が入っているがタイトルは「八枝神社文書」になるのか。</p>
事務局	メインが八枝神社になるため、この題名がよいと考えています。
岸委員	神仏という観点でお獅子様行事を行っていることから、八枝神社が中心にはなると思います。
井上委員	<p>今後文化財として指定していく中で様々な要素も入っているこの文書のタイトルをどうするか。内容の整理が必要ではないか。</p> <p>タイトルをつけるにも理由が必要であるし、複数の要素があるなら分けて指定することも必要。市民にも分かりやすいものにつける必要があります。</p>
岸委員	八枝神社やお獅子様、橘神社などは関連しているし、神社の合祀の関係もあるため一体として指定していくのが望ましいと考えています。お獅子様は中心だが、あくまでも近代～現代の記載が多いです。
井上委員	八枝神社に残されていて、八枝神社のことが書かれた文書であれば、そのような解釈は可能であると思うがもう少し整理が必要だと思います。
杉山委員	橘神社などもかかわるのであれば、これらは「八枝神社所蔵文書」としてとらえることもできそうです。
井上委員	指定は3.4つ出しても極端な話いいと思う。お獅子様はこういう理由、どろいんきょは神社の変遷が分かるので指定というやり方もあります。
岸委員	ある一つの文書でお獅子様の全体的なことをとらえているかということそういうことではないです。
井上委員	それから関連しているのは、委員会で、保管するとなったのはそもそ

	も物が散逸して分からなくなつたってことを一つのきっかけにあつたので、この後どうするかっていう見解を出しながら指定をするということをしないと、当初の目的を達成できない。指定後、文書については八枝神社に返すのか、教育委員会で保管するのかなど保存のこともよく考え、指定の理由も考えて審議会で図ってください。市民の方に分かりやすくなど整理の仕方をもう少し検討したほうが良いと思います。
岸委員	しかしながら、お獅子様だけを極端に持ってくるのは作業的に難しいし、どの文書がお獅子様になるかというのも難しいです。
井上委員	文書の中でもお獅子様にかかわるものはあるし、それらをピックアップし、指定理由を挙げ分かりやすくする必要があると思います。
村田委員	この文書は誰が所有しているのですか。
事務局	基本的には八枝神社になります。福田家関係の文書もありますが、八枝神社を管理しているのが福田家になりますので福田家関係も八枝神社と考えることもできると思います。
遠山委員長	八枝神社文書については、指定理由を細分化し、項目ごとで見ることではっきりすることもあると思います。名称を含め議論については先送りし進めていきたいと思います。
岸委員	指定という点ではお獅子様を中心に、八枝神社の歴史が分かる文書である点は上げられると思います。
井上委員	指定理由として、八枝神社に特異な点があり、それが指定理由として挙げられるのであれば悪い理由ではないです。
小島委員	八枝神社などを地域神社として見ることで平心講や明治時代の神社や生活の様子も把握できるし、指定理由を整理すればわかりやすくなるというのが井上委員の意見だと思います。
(4) その他について事務局は何かありますか。	
事務局	次回は来年の1月末から2月上旬開催予定です。早い段階で皆様には日程調整させていただきます。また、「教育委員会の事務に関する点検評価に対する第三者評価者の推薦について」報告いたします。 こちらに関して、上尾市文化財保護審議会委員長から杉山委員を推薦いただきましたので報告いたします。
遠山委員長	他に無いようであれば、本日の議事を終了させていただきます。

	事務局に進行をお返しします。
生涯学習課長	遠山委員長ありがとうございました。
	6. 閉会 それでは、以上を持ちまして、令和6年度 上尾市文化財保護審議会第1回会議を終了いたします。皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。

